

# 住民監査請求の手引き

小平市監査事務局

## 住民監査請求の仕組みについて

### (1) 住民監査請求ってなんですか？

住民監査請求は、地方自治法第242条に基づき、小平市民の方が、監査委員に対して、市長等執行機関や職員による財務会計に関する行為が違法又は不当であると考える時に、監査を求め、必要な措置を講ずるように請求するものです。

### (2) 具体的にどのような場合に、監査請求ができるのですか？

監査請求することができるのは、次にあげるような小平市の財務会計上の行為がある場合です。

- ① 違法又は不当な
  - (ア) 公金（小平市の管理に属する現金など）の支出
  - (イ) 財産（土地、建物、物品など）の取得、管理、処分
  - (ウ) 契約（購入、工事請負など）の締結、履行
  - (エ) 債務その他の義務の負担
- ② 違法又は不当に
  - ア 公金の賦課、徴収を怠る事実
  - イ 財産の管理を怠る事実
- ③ 上記①の行為が行われることが相当の確実さで予測される場合

### (3) 監査請求は期限があるのですか？

行為のあった日又は終わった日から1年以上経過している場合には、正当な理由が無い限り監査請求することはできません。

### (4) 正当な理由とは何ですか

監査請求の対象行為が極めて秘密裏に行われ、住民がその行為を相当な注意力を持って調査しても、客観的にみて知ることができなかつたといえること、その行為を知ってから相当期間内に監査請求をしていることの要件が必要です。

相当な期間内がどのくらいかは、それぞれの事案によって違います。

請求書の中で、正当な理由を説明していただく必要があります。

### (5) 誰がどのようにして監査請求をするのですか？

- ① 監査請求できる方は、小平市に住所を有する方、所在する法人であれば個人・法人を問いません。
- ② 監査請求をする事柄について、書面を作成して申し出ることになっています。
- ③ 申し出の際には、違法又は不当とする行為の事実を証明する書面を添付することが必要です。

(例) 公文書開示請求により開示を受けた文書の写し、新聞記事などです。

- ④ 申し出は、直接持参するか又は郵送してください。

### (6) 請求書はどのように作成したらよいのでしょうか？

様式については、地方自治法施行規則で定めがありますが、請求書の様式例及び記入内容は、次のとおりです。

具体的な請求書の作成方法については、担当者に問い合わせてください。

【記 載 内 容 参 考 例】

小平市職員措置請求書

(請求の対象とする執行機関・職員)に関する措置請求書の要旨

一 請求の要旨

○次の事項について、まとめて記載してください。

- ・だれが(請求の対象となる職員)
- ・いつ、どのような財務会計上の行為を行っているのか(前ページ(2)をご覧ください。)
- ・その行為は、どのような理由で、違法又は不当であるか
- ・その行為により、どのような損害が生じているのか
- ・どのような措置を請求するのか

(字数に制限はありませんが、できるだけ簡潔にまとめてください。)

二 請求者

住 所

氏 名(自署)

三 地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

年 月 日

小平市 監査委員(あて)

※ 地方自治法第242条、地方自治法施行令第172条及び地方自治法施行規則第13条に定めがあります。

(7) これだけの資料を整えれば監査請求は受けてもらえるのですが？

監査請求は公金の使い方、契約の取り交わし、財産の管理などの財務会計上の違法又は不当な行為を対象とするものです。

市が行なっている市行政全般を対象とするものでは有りませんので、事前に具体的な事例を持ってご相談ください。

(8) 市行政全般を対象にするものとはどのようなことですか？

市民の方が監査委員に対して監査を請求できる制度として、住民監査請求(法242条)と事務監査請求(法第75条)の二つがあります。

住民監査請求は市民の方でしたら1人で請求が可能ですし、法人であっても市内に所在する法人でしたら可能です。

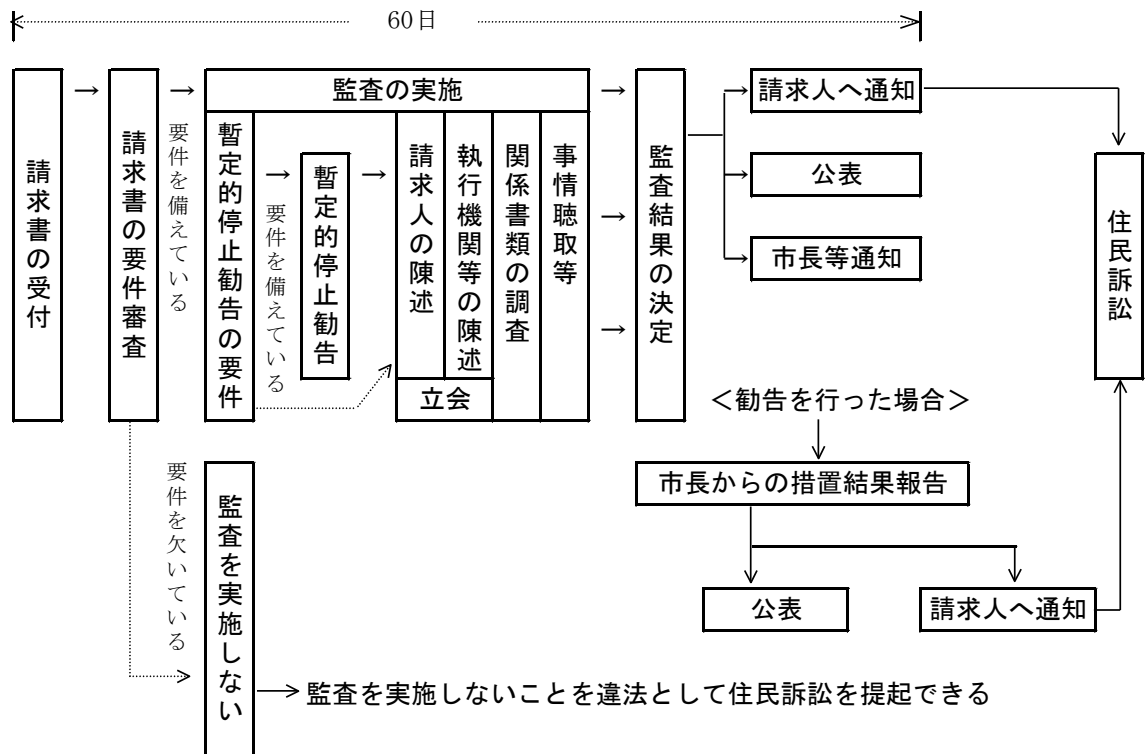
この住民監査請求の対象になるものは、公金の使い方・契約の取り交わし・財産の管理など財務会計行為に限ります。

一方、事務監査請求は、有権者の50分の1の署名が必要です。

事務監査請求では住民監査請求で取り扱うものも含めて、市の仕事全般を対象とすることができます。

このように、条件・内容がかなり違います。

(9) 監査請求の手続きはどのようになっていますか。



(10) 監査結果について不服がある場合はどうしたらいいのでしょうか。

住民訴訟(法第242条の2)を提起することになります。

これについては、違法な行為または怠る事実についてのみで、不当な行為は除かれます。(法第242条の2第1項)

1 監査結果に不服がある場合

監査結果を受け取ってから30日以内

2 勧告に対して執行機関等の措置に不服がある場合

措置結果の通知を受け取ってから30日以内

3 勧告に対する措置が行われないことを不服とする場合

措置期限の日から30日以内

4 請求の日から60日以内に監査結果の通知がない場合

60日を経過した日から30日以内

5 監査を実施しなかった(請求が却下された)ことに不服がある場合

却下の通知を受け取ってから30日以内

問合せ先:小平市監査事務局 電話 042-346-9577